

預金口座振替による収納事務取扱規定

但馬信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、お客様から委託される預金口座振替による収納事務（以下「預金口座振替」といいます。）について、次のとおり取扱いを行います。

1. 収納事務の委託および取まとめ店の指定

収納事務の委託に際しては、収納事務の対象、取まとめ店および取扱店の範囲等を当金庫所定の利用申込書により届出るものとします。

2. 口座振替依頼書の受理等

お客様が預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、お客様は預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます。）を徴求して但馬信用金庫の取まとめ店に送付して下さい。当金庫は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときはこれを受理することなくすみやかに返戻します。

3. 口座振替の請求

預金口座振替を依頼するに際しては、預金者からの口座振替の申出にもとづき預金口座振替請求書（以下「請求書」といいます。）を作成し、あらかじめ指定された日時までに、所定の方法により当金庫に送付してください。

4. 口座への入金

当金庫は、振替日に当該預金者の指定する預金口座から、請求書に記載の金額を払出し、振替日から起算して3営業日後までにお客様の預金口座へ入金します。

5. 引落し不能

当金庫は、振替日において指定預金口座の残高が請求書に記載の金額に満たない等、振替不能のものがあるときは、お客様に対して振替不能の通知を行います。

6. 預金者への通知

当金庫は、預金口座振替に関して、預金者に対する引落し済みの通知および入金の督促または領収書の発行は行いません。

7. 取扱手数料

預金口座振替にあたっては、請求データ件数に対して取扱手数料および消費税相当額をいただきます。

8. 停止通知

預金口座振替による収納を停止したときは、その氏名等を当金庫の取まとめ店に振替日の2前営業日正午までに通知してください。

9. 口座振替契約の解約、変更通知

当金庫は、預金者の申出または当金庫の都合により当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、お客様にその旨を通知します。ただし、預金者が当該預金口座を解約したときはこの限りではありません。

10. サービスの解約等

- (1) 本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は、申込書によるものとします。
- (2) お客様のご利用口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3) お客様が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
 - ①当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
 - ②本規定およびその他当金庫との取引約定に違反した場合、その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ③住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合。
 - ④支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生等の手続き開始の申し立てがあったとき。
 - ⑤事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
 - ⑥手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑦暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑧自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一にでも該当する行為をした場合。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 取引に関して、詐欺的手法を用いる行為
 - E. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - F. その他前各号に準ずる行為
 - ⑨本契約が金融犯罪や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ⑩お客様の取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、前各号に掲げる場合に準じて、本契約を継続することに支障となる事由があると当金庫が判断した場合。

1 1. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、データ伝送サービス利用規定、総合口座取引規定、各種カード規定、振込規定、ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

1 2. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上
(2025年 9月16日 現在)